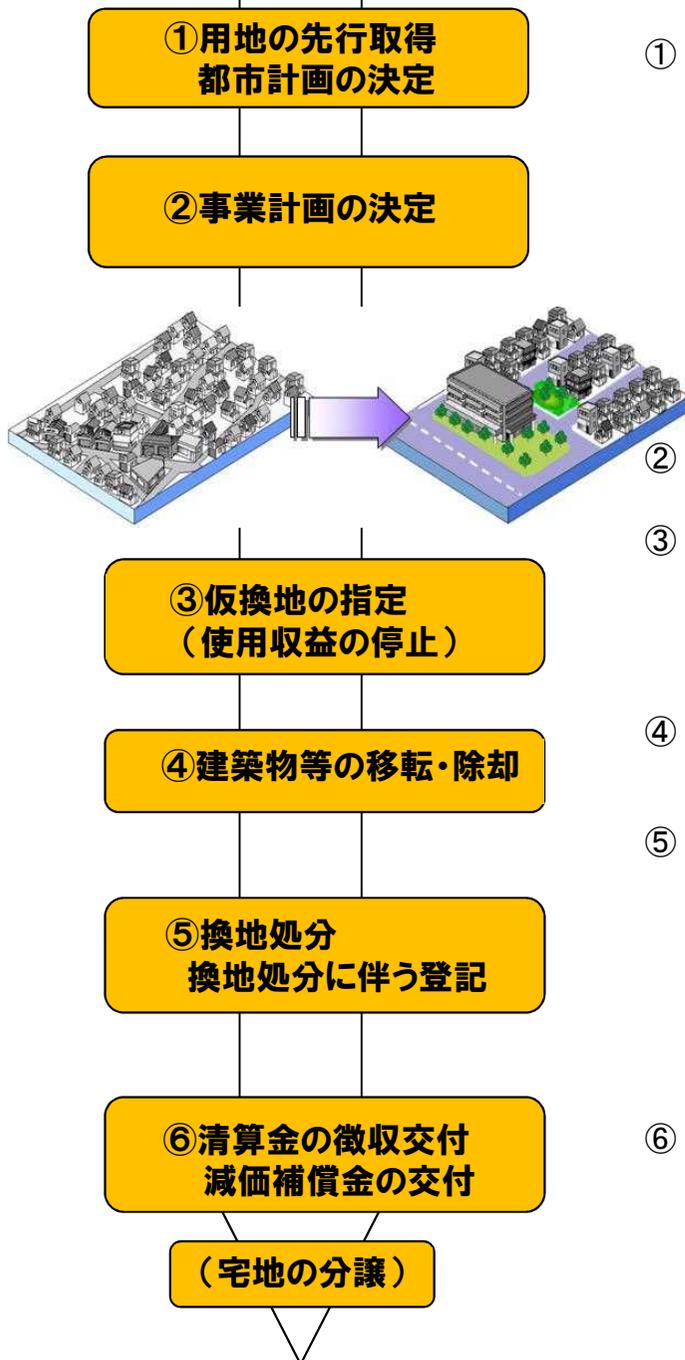


## 区画整理事業の手續

## 主要な税制措置

★は時限措置



- ① [所得税・法人税]
  - a. 減価補償金を交付すべきこととなる場合で、公共施設充当用地の先買いのために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の軽減(代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除)
  - b. 特定(公共団体等施行)土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の軽減(2,000万円特別控除)
  - c. 個人、組合又は区画整理会社施行の土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の軽減(1,500万円特別控除) ★
  - d. 都市計画区域内の宅地の造成につき土地区画整理事業として行われる一団の住宅地造成事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の課税の特例(軽減税率) ★
- ② e. 土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記の非課税[登録免許税]
- ③ f. 仮換地指定後3年以内に住宅用地として譲渡した場合の課税の特例(軽減税率)[所得税・法人税] ★  
 g. 仮換地及び仮使用地に係る固定資産税の課税者の特例(みなす課税)[固定資産税・都市計画税]  
 h. 仮換地、保留地予定地又は参加組合員取得予定地を取得した場合の不動産取得税のみならず取得の特例[不動産取得税]
- ④ i. 建築物等の除却(対価)補償費についての譲渡所得等の軽減(代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除)[所得税・法人税]
- ⑤ j. 従前地の譲渡についての譲渡所得に係る課税の特例(従前地の譲渡がなかったものとみなす)[所得税・法人税]  
 k. グループ法人税制適用者に換地処分による権利変動があった場合の課税の繰延の継続[法人税]  
 l. 換地の取得・施行者の保留地取得についての不動産取得税の非課税[不動産取得税]  
 m. 換地処分の公告日以降、換地処分の登記があった日までの間における換地又は保留地を取得した者に対する固定資産税の課税者の特例(みなす課税)[固定資産税・都市計画税]  
 (再掲) 土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記の非課税[登録免許税]
- ⑥ n. 清算金及び減価補償金に係る所得税等の特例(代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除)[所得税・法人税]  
 o. 従前地上の建築物が既存不適格等であるために換地不交付とされた場合の清算金についての所得税等の特例(1,500万円特別控除)[所得税・法人税]  
 p. 過小宅地として換地不交付とされた場合に取得する代替不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例[不動産取得税]